

大館市地域生活支援拠点事業

暮らしやすいまち おおだて

～安心できる生活に向けて
あなたを支える わたしたち～



地域生活支援拠点等の機能を担う事業所について（ガイドライン）

作成：令和6年2月1日



大館市地域生活支援拠点等整備事業について

地域生活支援拠点整備事業とは

- 障害のある人が住み慣れた地域で安心して生活し続けていくためには、支援が継続して提供される必要があります
- 障害がある人の生活を地域全体でささえるための体制づくりを指します

目 的

- (1) 緊急時に迅速・確実な相談支援の実施、短期入所等の活用を行います
- (2) 体験の機会の提供を通じて、地域生活への移行をサポートします

求められる5つの機能

- ①相談（緊急性のある相談・緊急時に備えた相談）
- ②緊急時の受入れ、対応
- ③体験の機会・場の提供
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

厚生労働省H.Pより抜粋

地域生活支援拠点の機能について

(1) 相談

緊急時の支援が見込めない世帯を事前に把握した上で、常時の連絡体制を確保し、障害の特性に起因して生じた緊急の事態等に必要なサービスのコーディネート、その他必要な支援を行う機能

○機能を担う機関

計画相談支援事業所
障害児相談支援事業所

○役割

サービス等利用計画を作成する際に、緊急時の対応ができるような視点を持って作成する。

緊急時の支援が見込めない対象者に対しては、事前に関係機関で協議をしておく。
(連絡体制や緊急の対応機関・受け入れ先の調整など)

(2) 緊急時の受入れ・対応

短期入所等を活用した常時の緊急受入体制を確保した上で、介護者の急病、障害者等の状態変化等の緊急時の受入れ、医療機関への連絡等の必要な対応を行う機能

○機能を担う機関

計画相談支援事業所
障害児相談支援事業所

○役割

対象者から緊急の連絡を受けたとき、必要に応じ短期入所等のサービスの利用調整を行う。

緊急時の対応は、短期入所や医療機関への入院に限らず、障害者の状態に応じて、訪問系サービスにより対応するなど、適切な対応を行う。

○機能を担う機関

短期入所事業所
訪問系サービス事業所

○役割

計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所から緊急の受け入れ・対応の要請があった場合、できる限り協力する。

(3) 「体験の機会・場の提供」

地域移行支援や親元からの自立等に当たって、グループホーム等の障害福祉サービスの利用や一人暮らしの体験の機会・場を行う

○機能を担う機関

計画相談支援事業所・障害児相談支援事業所・地域移行支援事業所

○役割

病院、施設からの地域移行や親元から自立したい旨の相談があった場合、必要に応じてグループホーム等の障害福祉サービスの体験利用の調整を行う。

○機能を担う機関

施設入所支援事業所・共同生活援助事業所・日中活動系サービス事業所・短期入所事業所

○役割

計画相談支援事業所、障害児相談支援事業所、地域移行支援事業所等から体験利用の要請があった場合、できる限り協力する

※運用の詳細については、今後協議を行っていく。

(4) 専門的人材の確保・養成

医療的ケアが必要な者、行動障害を有する者、高齢化に伴い重度化した障害者等に対して、専門的な対応を行うことができる体制の確保や専門的な対応ができる人材の養成を行う機能

○機能を担う機関

基幹相談支援センター
すべての事業所

○役割

障害者基幹相談支援センター等が、医療的ケアが必要なかたや行動障害を有するかた、高齢化に伴い重度化した障害がある人を支援するための研修等を実施する。

(5) 「地域の体制づくり」の機能

基幹相談支援センターを中心に支援困難事例に等についての課題検討を通じ、地域の社会資源の連携体制の構築等を行う機能

○機能を担う機関

基幹相談支援センター
すべての事業所

○役割

地域課題や支援困難事例等について課題検討を通じ、情報共有等を行い、他の福祉サービス等の事業者と共同で対応する。

大館市障害者自立・差別解消支援協議会等にも報告し、地域の様々なニーズに対応できるサービス提供体制の確保や、地域の社会資源の連携体制の構築を図る。

地域生活支援拠点等の整備の方法

多機能拠点整備型



5つ機能を集約

- ①相談
- ②緊急時の受入れ、対応
- ③体験の機会・場の提供
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

※障害者支援施設等や
グループホームに不可するかたち

面的整備型



- ①相談
- ②緊急時の受入れ、対応
- ⑤地域の体制づくり



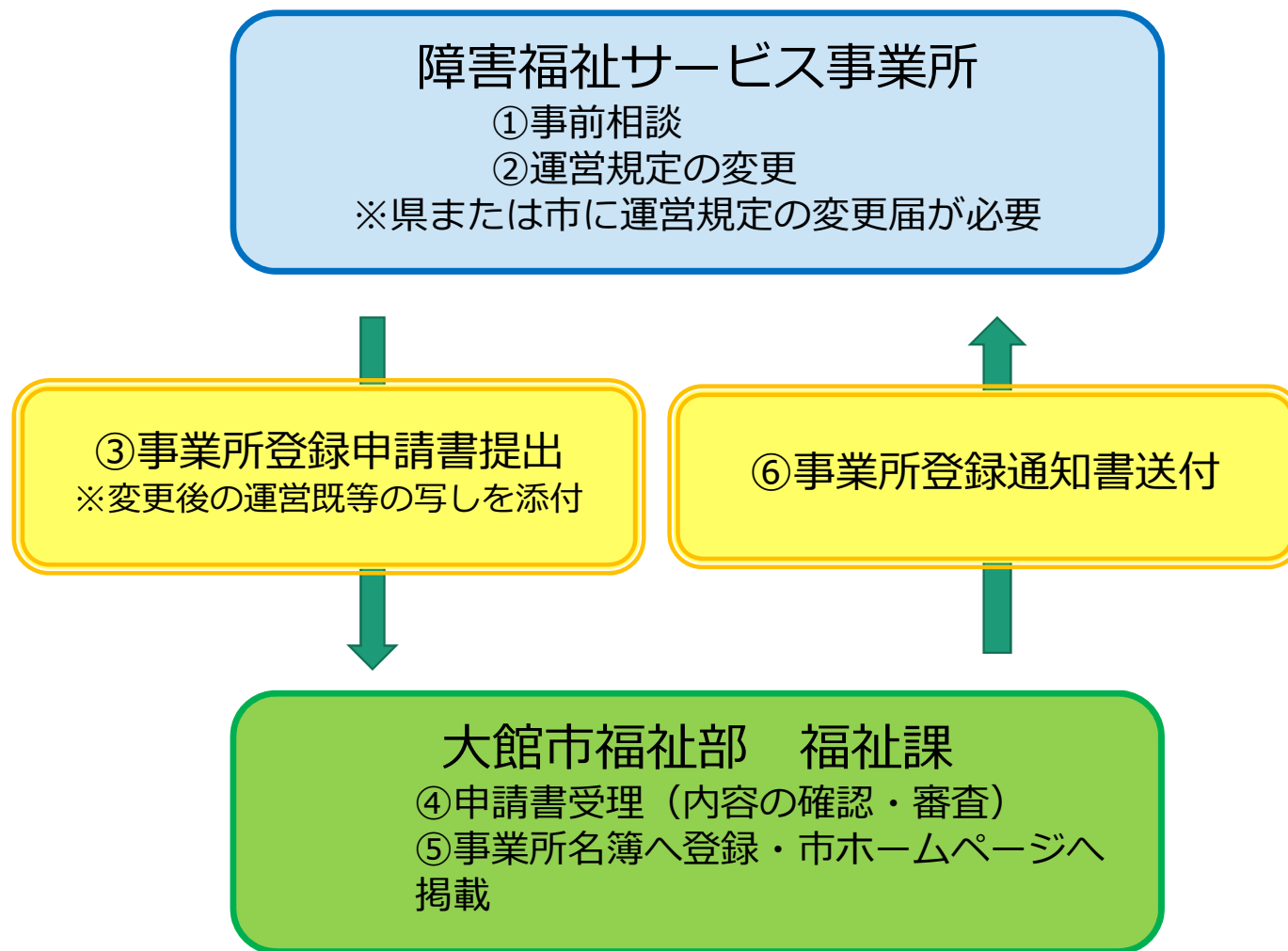
- ①相談
- ③体験の機会・場の提供
- ④専門的人材の確保・養成
- ⑤地域の体制づくり

※地域の複数の機関が分担して5つの機能を担うかたち

「複合型の体制整備」
を目指します



地域生活支援拠点事業 事業所登録の流れ



※市指定の事業所

(指定特定相談支援事業所)

- 「③申請書」
- 「変更届出書」
- 「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」
- 「相談支援給付費等の算定に係る体制等状況一覧表」
- 「従事者の勤務体制及び勤務形態一覧表」

を市へ提出

※県指定の事業所

「変更届」等を県へ提出する際に、「⑥登録通知書」の写しを添付